



Kumamoto City

News Release

令和 7 年（2025 年）9 月 25 日

被災事業者向け支援制度開始のご案内

令和 7 年 8 月 10 日からの大雨による被害を受けた事業者を対象とした支援について、以下のとおり開始します。

1 被災事業者復旧支援事業

豪雨災害により浸水等の被害を受けた事業者に対して、事業所の消毒費を対象に補助を行います。

- (1) 受付開始：令和 7 年（2025 年）10 月 1 日（水）
- (2) 補助上限額：1 事業所あたり 5 万円
- (3) 補助率：補助対象経費の 2 分の 1 以内
- (4) 補助対象者：令和 7 年 8 月 10 日からの大雨による被害について熊本市商業金融課が発行する「り災証明書」を取得している事業所の所有者又は使用者

2 被災店舗移転支援事業

豪雨災害により市内の事業者が被災店舗にて事業再開が困難な場合に、事業継続や早期再開に向けて店舗の移転・一時移転に要する費用を補助します。

- (1) 受付開始：令和 7 年（2025 年）10 月 1 日（水）
- (2) 補助上限額：1 事業者あたり 50 万円
- (3) 補助率：補助対象経費の 2 分の 1
- (4) 補助対象者：令和 7 年 8 月 10 日からの大雨による被害について熊本市商業金融課が発行する「り災証明書」を取得しており、熊本市内に所在する店舗の事業者（小売業、飲食業、サービス業）で、熊本市内の店舗に移転するもの（ただし、事務所機能のみのテナントは除く）

3 令和 7 年 8 月大雨対応融資利子補給事業

豪雨災害により被害を受けた事業者の資金繰り支援のため、対象となる融資に係る利子の一部を補助します。

- (1) 対象となる融資（次のいずれか熊本県制度融資による借入）
 - ・金融円滑化特別資金（令和 7 年 8 月大雨枠）
 - ・金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和 7 年 8 月大雨分））
- (2) 補助の期間及び補助率：融資実行から 3 年間の利子の 2 分の 1
- (3) 実施期間：「対象となる融資」の取扱開始日から令和 7 年 12 月末の融資実行分まで

【お問い合わせ先】

1 に関すること

熊本市経済政策課

電話：096-328-2375

担当：丸山

2・3 に関すること

熊本市商業金融課

電話：096-328-2424

課長：木山

被災事業者向け消毒費 補助制度のご案内

10/1

水

受付開始

熊本市被災事業者復旧支援に関する補助金の申請受付を、以下のとおり開始いたします。本事業は令和7年8月10日からの大雨による被害を受けた事業者に対して、事業所の消毒費を補助するものです。



対象者

熊本市商業金融課から
り災証明書の発行を受
けた事業者

申請方法

経済政策課へ
持参・郵送
オンライン申請

補助内容

補助上限額：5万円
補助率：1/2以内

受付期間

令和7年10月1日
から
令和8年2月28日
(予定)

対象経費

・外注した業者に
支払った経費
・消毒液及び塗布
用具の購入費用

申請書類

● 補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）

添付書類

- ✓ 誓約書及び同意書（第2号様式）
- ✓ 熊本市商業金融課が発行するり災証明書の写し
- ✓ 消毒を実施したことによる支払を証明する書類（領収書等）※レシート不可
- ✓ 通帳の写し

熊本市役所経済政策課

【オンライン申請QRコード】

[所在地] 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

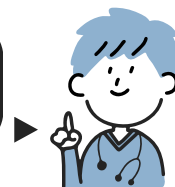
[サイト]<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00366433/index.html>

[電話番号] 096-328-2986



被災店舗移転支援事業費補助金 申請受付のご案内

令和7年8月10日からの大雨による被害を受け、事業継続が困難となった事業者を対象とし、事業所等の移転経費の一部を補助します



【募集期間】

令和7年10月1日（水）～令和8年1月30日（金）※予定

〈補助対象者〉

次の（１）・（２）を全て満たすもの

- （１）令和7年8月10日からの大雨による被害について熊本市の発行するり災証明書の発行を受けた事業者
- （２）熊本市内の店舗で小売業・飲食業・サービス業のいずれかを営み、熊本市内の店舗に移転するもの

〈補助内容〉

- （１）補助率
補助対象経費の **2分の1**
- （２）補助上限額
50万円

〈補助対象経費〉

令和7年8月12日以降に契約、着手した経費が対象となります。

- | | |
|--------------------------|---------|
| ① 店舗の改装に要する内装、外装、設備等の工事費 | ⑥ 礼金 |
| ② 上記①に伴う既存設置物の処分費 | ⑦ 仲介手数料 |
| ③ 上記①に伴う設計費 | |
| ④ 店舗の移転に係る運搬費 | |
| ⑤ 家賃（上限2か月分） | |

〈申請書類〉

- | | |
|---------------|--|
| ① 事業計画書 | ⑧ 空き家店舗の改装に要する費用及び補助金申込経費の内訳及び工期を明記した見積書（写し） |
| ② 企業概要書 | ⑨ 空き店舗の現状（着工前の内装・外装）の写真 |
| ③ 経営企画書 | ⑩ 店舗移転に係る運搬費の見積書（写し） |
| ④ 財務計画書 | ⑪ 直近の確定申告書（個人事業主）又は決算書（法人）の写し |
| ⑤ 誓約書及び同意書 | ⑫ 熊本市の発行する事業所等用り災証明書（写し） |
| ⑥ 市税滞納有無調査承諾書 | |
| ⑦ 賃貸借契約書（写し） | |

※申請書類は商業金融課窓口での配布又は熊本市ホームページからダウンロードください

※実績報告関係の書類は補助事業完了後にご提出お願いいたします

★お問い合わせはこちら

〒860 - 8601 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市役所 商業金融課



096-328-2424